平成２２年（フ）第５６６号
奈良県大和郡山市長安寺町361番地
債務者　浅田　民子（旧姓古市）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３１４号
奈良県大和郡山市矢田山町80番地２
債務者　渡邊　宏一
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４２５号
奈良市七条東町10番９号
債務者　橋詰　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４５２号
奈良市東紀寺町１丁目８番203号、居所奈良県磯城郡田原本町大字小阪305―１サンライフ田原本
債務者　菅谷　二朗
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４５４号
奈良市学園朝日町３番８号　サニーハイツ学園前302号
債務者　箕浦　且明
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４５９号
奈良県生駒郡平群町西宮３丁目13番８号
債務者　石田亜希子（旧姓花内）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４７５号
奈良県桜井市大字大福338番地の８
債務者　中村　有孝
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１５３号
鳥取県鳥取市青谷町青谷3555番地の６
債務者　浦島　哲也
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４０号
広島県三原市宮浦５丁目４番１号　プランタン１―102
債務者　立花　真一
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
広島県三原市宮浦５丁目４番１号　プランタン１―102
債務者　立花　香代
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
愛媛県松山市生石町132番地２　ユーミー平松201号
債務者　名倉　光二
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９１号
愛媛県松山市生石町171番地７　プランドールＳｅｎａ102号
債務者　竹内　明美
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４００号
愛媛県松山市権現町甲441番地１
債務者　村尾　朋恵
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０５号
愛媛県松山市祓川１丁目２番32号
債務者　加藤　恭子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１４号
愛媛県松山市北斎院町766番地８
債務者　重道　鉄臣
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１５号
愛媛県松山市北斎院町766番地８
債務者　重道　トミ
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１６号
愛媛県松山市北斎院町766番地８
債務者　池内　博之
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
松山地方裁判所民事部